

4 抽 選

(1) 抽選と優遇制度について

応募者多数の場合は、応募者に抽選番号を交付し、抽選で入居者を決定します。

札幌市では、抽選番号の交付の際、「年数による優遇」と「世帯状況による優遇」により、通常1個の抽選番号を複数個に増やして交付する優遇制度を設けています。

※ 3～4ページの短期募集は優遇制度の対象外です。

① 年数による優遇

ア 年間（新設・前期・中期・後期）の募集のうち、いずれかの募集に応募すると、連続申込年数を記録します。

なお、ここでいう「年間」とは、4月から翌年3月までの1年間のことです。

毎年応募し続けると、その連続した年数に応じて抽選番号の個数が増えていきます。

※ 連続申込年数は、年を単位に計算しますので、申込回数とは一致しません。

イ 個数は初年に1個持つことになり、2年目以降は1つずつ増えます。

さらに、6年目以降は2個ずつ、10年目以降は3個ずつ、最高で22個まで増えます。

（12年目以上の方は、22個が上限となります。）

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
個数	1個	2個	3個	4個	5個	7個	9個	11個	13個	16個	19個	22個

(注) 下記の(ア)～(イ)の場合、連続申込年数の記録は消滅し1年目（1個）に戻ります。

(ア) 申込者を変更した場合

申込者が死亡した場合は、届出により、戸籍上の配偶者のみ連続申込年数の継続が可能です。また、申込者の氏名が変更となった場合も、届出が必要となります。

届出の詳細は、公社募集担当係（電話 205-3071）にお問い合わせください。

(イ) 年間の募集で1回も申込みをしなかった場合

申込み後、公開抽選会前に辞退した場合は、申込みがなかったものとみなします。

(ロ) 当選又は繰上当選した後に、入居を辞退した場合

「辞退」には、当選後に連絡が取れず、当選無効となった場合も含まれます。

(ハ) 当選又は繰上当選した後に、申込資格のないことが判明した場合

② 世帯状況による優遇

申込書に氏名・生年月日・続柄・障害等級・その他の世帯状況を記入して応募すると、連続申込年数による抽選番号のほか、世帯状況に応じて抽選番号の個数を加算します。

（詳細については、11ページの〈世帯状況による抽選番号個数表〉参照）

〈抽選票（はがき）の見本〉

(例) 連続申込年数が2年目、入居する方の中に身体障害者手帳1級の方がいる世帯
〈年数分で2個、世帯状況分で3個、計5個の抽選番号が交付されます。〉

公開抽選会の抽選番号を以下のとおり交付します。誤りがある場合は、1週間以内に札幌市住宅管理公社まで、ご連絡ください。

年数分	9	10			
世帯分	11	12	13		

札幌市住宅管理公社募集担当係 電話 205-3071

受付番号 (90001)

＜世帯状況による抽選番号個数表＞

複数項目に当てはまる場合であっても、個数の多い項目1つのみを採用し個数の合算はしません。

なお、世帯状況の判定は、申込日を基準とします。

項目	世帯状況（同居しない扶養親族は除く。）	個数
障がい者	特別障がい者 入居しようとする方の中に、次のいずれかに当てはまる方がいる世帯 ＊ 身体障害者手帳1級・2級又はこれらに準ずる方 ＊ 精神障害者保健福祉手帳1級又はこれに準ずる方 ＊ 療育手帳A判定又はこれに準ずる方 ＊ 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症の方 ＊ 原子爆弾による被爆者の方	3個
	障がい者 入居しようとする方の中に、次のいずれかに当てはまる方がいる世帯（上記「特別障がい者」に当てはまるものを除く。） ＊ 身体障害者手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方 ＊ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方 ＊ 療育手帳の交付を受けている又はこれに準ずる方 ＊ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	2個
母子・父子	申込者と20歳未満の子のみで入居しようとする世帯	
大家族	入居しようとする方が5人以上いる世帯。ただし、60歳以上の方又は高校生以上の子がいる場合は、4人以上いる世帯	
多子	入居しようとする方の中に、18歳未満の子が3人以上いる世帯	
生活保護	入居しようとする方全員が、生活保護を受給している世帯	
老人	次のいずれかに当てはまる世帯 ＊ 入居しようとする方全員が60歳以上である世帯 ＊ 60歳以上の方と、①その方の配偶者（内縁又は婚約者を含む。）、②18歳未満の児童、③心身障がい者、に当てはまる方のみで入居しようとする世帯	
低所得者	世帯の月額所得額が54,000円以下の世帯 （世帯の月額所得額については、14～19ページ参照）	
その他の認定	次のいずれかに当てはまる方（世帯） ＊ 入居しようとする方全員が、中国残留邦人等支援給付を受給している。 ＊ 入居しようとする方の中に、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、次のいずれかに当てはまる方がいる。 ア 移転就職者用宿舎に入居している。 イ 職業安定所の紹介により就職して2年を経過していない。 ＊ 入居しようとする方の中に、海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる。 ＊ 入居しようとする方の中に、鉱物性粉じんにより、じん・けい肺になった方がいる。 ＊ 入居しようとする方の中に、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の方がいる。 ＊ 入居しようとする方の中に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる。 ＊ 配偶者（生活の本拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方 ア 一時保護又は保護が終了した日から5年を経過していない方 イ 裁判所に申立てをし、保護命令が発令された日から5年を経過していない方 ＊ 東日本大震災被災者のうち、子ども・被災者支援法に規定する支援対象地域に居住していた方で、避難元市町村が発行した「居住実績証明書」の交付を受けられる方	1個

※ 申込書の記入内容に誤りがあると当選が無効となります。

(2) 抽選方法について

定期募集の抽選は、交付した抽選番号をコンピューターに入力し、公開抽選会の来場者代表（2名）に抽選ボタンを押していただきます。

＜例＞札幌花子さんが応募した住宅は、5名が応募し、①～⑭番まで抽選番号を交付した場合

Aさん 申込年数1個 世帯状況2個	Bさん 申込年数2個 世帯状況1個	Cさん 申込年数3個 世帯状況2個	Dさん 申込年数1個	札幌花子さん 申込年数1個 世帯状況1個
① ②,③	④,⑤ ⑥	⑦,⑧,⑨ ⑩,⑪	⑫	⑬ ⑭



交付した抽選番号をコンピューターに入力して抽選します。
①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭

① 新設団地の抽選

新設団地は、1つの団地内の同タイプ(型式)をまとめて募集するので、当選順番に従い、最低階の部屋番号の若い方から自動的に部屋割りをします。(部屋の指定はできません。)

② 空き家の抽選

1つの住宅につき、1回抽選を行いません。当選者は1名です。

③ 補欠登録

補欠の方は自動的に登録します。

ア 新設団地（同タイプ型式）の補欠登録

補欠登録1番 = 1番当選者の次の番号をお持ちの方

補欠登録2番 = 2番当選者の次の番号をお持ちの方

補欠登録3番 = 3番当選者の次の番号をお持ちの方

・・・・・・の順に全員登録します。

イ 空き家の補欠登録

補欠登録1番 = 当選者の次の番号をお持ちの方

補欠登録2番 = 当選者の次の番号の、さらに次の番号をお持ちの方

・・・・・・の順に全員登録します。

※ 当選者が辞退又は資格審査により失格となった場合、同じ住宅に応募した方のうち、補欠登録1番の方から順に、繰上当選の通知をします。

なお、繰上当選の効力は、当選者の辞退等がなく、繰上げできないときは失効します。

次回募集まで繰上げの通知がない場合は、繰上げを待たずに次回募集に応募してください。

④ 抽選票の発送について

受付後、抽選票（はがき）をお送りします（抽選票の見本は10ページ参照）。抽選票は抽選番号や公開抽選会の日程をお知らせするものです。抽選番号は、「年数による優遇」と「世帯状況による優遇」（10～11ページ参照）により増えた個数分の抽選番号を印刷してお送りします。なお、抽選番号の指定はできませんのでご了承ください。

⑤ 抽選結果の確認方法

ア 公開抽選会会場及び公社で抽選結果を掲示します。

（抽選会会場は、抽選終了後に閉場し、その後は抽選結果を公社で掲示します。）

イ 一部新聞で抽選会翌日の朝刊に当選番号を掲載します。

ウ 抽選会翌日から、公社のホームページ（<http://www.s-j-k.or.jp>）に抽選結果を掲載します。

エ 抽選から1週間以内に当選通知を郵送します。落選者への通知は行いません。